

福岡県公報

平成二十二年五月十二日
第三千零八号
増刊
①

目次

規則(第二十五号)

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) …………… 一

訓令(第八号)

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) …………… 一

再掲

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) …………… 一

告示

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年五月十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の二の四中第三十二号を第三十四号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定により知事が支給する児童手当に関すること。

七 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十

九号)の規定により知事が支給する子ども手当に関すること。

第三十一条の七の五第四号に次のように加える。

二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第八号

本 出 先 機 関 庁

福岡県警察本部

福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年五月十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程(昭和四十年三月福岡県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第十二号の二イ中「児童手当」の下に、「子ども手当」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年四月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十四号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二号中「による児童手当」の下に「及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当（以下「児童手当及び子ども手当」という。）」を加える。

第七十六条の五第一号、第七十六条の六第一号、第七十六条の七第一号、第七十七条第三号、第七十七条の二第一号及び第七十七条の三第二号の規定中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により知事に対してなされた子ども手当の認定に関する請求で施行日以後においては改正後の福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者（以下「受任者」という。）が受理することとなるものは、施行日以後における同法の適用については、当該受任者に対してなされたものとみなす。